

自動計量器指定検定機関

(適正な計量の確保に関する調査・研究)

2025年3月31日

一般社団法人 日本海事検定協会
(検定サービスセンター)

目次

| | |
|--------------------------|-----------|
| 目次 | 2 ページ |
| 1. はじめに | 3 ページ |
| 2. 調査の目的 | 3～4 ページ |
| 3. 調査の方法 | 3 ページ |
| 4. 指定までの流れ | 4 ページ |
| 5. 指定の申請書類 | 4～11 ページ |
| 6. 指定に向けた検討項目 | 11～13 ページ |
| 7. 本会の今後の予定 | 14 ページ |
| 8. 自動捕捉式はかり検定制度の課題 | 14 ページ |
| 9. JIS B 7607:2024 の改正内容 | 14～15 ページ |
| 10. 本会で実施した教育等 | 16 ページ |
| 11. まとめ | 16 ページ |

1. はじめに

計量制度の見直しについて、2016年11月計量行政審議会答申「今後の計量行政の在り方―次なる10年に向けて―」において、短期（2～3年程度以内）、中長期（5～10年程度）にわたって取り組むべき方向性が示された。

計量制度の見直しは、3つの視点「民間事業者の参入の促進」・「技術革新、社会的環境変化への対応」・「規制範囲・規定事項等の再整理・明確化」により検討され、上記答申を踏まえた2017年度の計量法改正では、「技術革新、社会的環境変化への対応」という視点で、新たに自動はかりが特定計量器に追加された。これにより、取引・証明に使用する「自動はかり：4器種＝ホッパースケール・充填用自動はかり・コンベヤスケール・自動補足式はかり」は検定の対象となり、2019年4月1日より順次検定が開始されている。

また、民間事業者の参入の促進という視点で、「器差検定を中心に行う指定検定機関」の制度が導入された。

2. 調査の目的

「自動はかりの器差検定を中心に行う指定検定機関」の技術要件（検査手法等）の調査・研究を行うと共に、指定取得についての取り組みを進めてきた結果、一般社団法人 日本海事検定協会（以下「本会」という。）は、2024年11月26日に自動捕捉式はかりの「器差検定を中心とした指定検定機関」として経済産業大臣から指定を受け、自動捕捉式はかりの検定業務を開始した。

本会が指定機関として自動はかりの検定業務を実施することで、適正な計量の確保（適正な計量器の供給及び国民生活における不可欠物質の安定供給）への寄与、ならびに、これまでの取り組み紹介することで自動はかり検定義務化への普及啓蒙の一助とすることを目的とする。

なお、報告内容は、一部を除き本会の指定取得への取り組みに関する内容であり、指定申請の手引きを目的としたものではなく、一般的に転用できるものではない点には十分に留意が必要である。

3. 調査の方法

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室が出している「指定検定機関等が有すべき技術的能力の基準（電気計器に係る場合を除く。）についてのガイドライン」及び「指定検定機関指定の申請の考え方」をもとに、本会での申請の流れや対応内容を

整理し、その一部を報告する。

また、JIS B 7607:2021 が令和 6 年 5 月 20 日付で改正されており、改正内容についての整理を行う。なお、自動はかりの検定制度見直しに伴う、これまでの政令・省令等改正概要については、2023 年度の報告書を参照されたい。

4. 指定までの流れ

指定の検討を開始したら、まずは経済産業省 産業技術環境局 計量行政室へ連絡を行うこととなっており、本会は 2021 年 5 月に連絡を行った。

その後、国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量研修センターが開催する「指定検定機関講習」を 2021 年 12 月に検定管理責任者が受講し、一通りの申請書類を揃え終えた 2022 年 6 月に申請に向けた事前相談を開始した。

折しも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行期であったことや、他の機関が指定検定機関の申請中であったために、審査の順番待ちなども影響し、審査が本格化したのは 2023 年 12 月頃であった。

提出した申請書類に関して、計量行政室より質問及び指摘事項リストが送られてきて、初回は 59 項目に及んだ。それら質問や指摘に対して、規定の見直し対応や質問へ回答するというやり取りを幾度も繰り返し、申請書類の整った 2024 年 7 月に正式申請に至った。同月に現地審査を受け、その後指摘事項への対応を完了したことで、2024 年 11 月に指定を受け、検定業務を開始した。

コロナ禍での社会情勢等に伴って、自動捕捉式はかりの使用制限開始時期延長などもありながら、本会では初めに計量行政室に連絡してから、指定までに 3 年半ほどかかっているが、実際の審査は最後の 1 年間に凝縮されているのが実態である。

5. 指定の申請書類

指定の申請に必要な書類は以下のとおりとなっている。

- ①指定申請書（機関等省令様式第 1）
- ②機関等省令第 9 条第 1 項各号に定める添付書類（※表 1 参照）
- ③業務規程認可申請書（機関等省令様式第 2）
- ④業務規程（機関等省令第 11 条）
- ⑤はり付け印の指定検定機関を表す記号

上記書類の内、主要な項目について本会の取り組みや対応について報告する。なお、前段でも記述のとおり、報告内容は本会の取り組みを例示したものであり、指定申請の手引きを目的としたものではなく、一般的に転用できるものではない点には留意が必要である。

表 1 指定の申請に必要な書類

| 書類名 | 書類番号 | | |
|---|---|-------------------------|-------|
| 申請書（様式第1、更新時は様式第1の2） | — | | |
| 機 関 等 省 令 第 9 条 第 1 項 各 号 に 定 め る 添 付 書 類 | 定款 | 添付1-1 | |
| | 登記事項証明書（全部事項証明書） | 添付1-2 | |
| | 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録 （公益法人のみ。その他は直前の事業年度の損益計算書） | 添付2-1 | |
| | 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における貸借対照表 | 添付2-2 | |
| | 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書（検定の業 務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの） | 添付3-1 | |
| | 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における収支予算書（検定の業 務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの） | 添付3-2 | |
| | 役員又は事業主の氏名及び履歴 | 添付4-1 | |
| | 第10条の2に規定する構成員のうち主たる者の氏名（構成員が法人で ある場合には、その法人の名称）、構成員の構成割合 | 添付4-2 | |
| | 検定の業務を行う特定計量器の種類 | — | |
| | 1年間に検定を行うことができる特定計量器の数 | 添付4-3 | |
| | 検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有 又は借入れの別 | 添付4-4 | |
| | 検定を実施する者の資格及び数 | 添付4-5 | |
| | 検定管理責任者の氏名 | 添付4-6 | |
| | 国立研究開発法人産業技術総合研究所が実施する指定検定機関講習を修 了した旨及び修了年月日（業務の範囲を限って検定を行う場合のみ） | 添付4-7 | |
| | 検定以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要 | 添付4-8 | |
| | 手数料の額 | 添付4-9 | |
| | 申請者が法第106条第3項において準用する法第27条各号の規定に 該当しないことを説明した書面 | 添付5 | |
| | 申請者が第10条の3各号の規定に適合することを説明した書類 | 添付6 | |
| | 具 体 的 内 容 | 差別的に取り扱わないことを記載した規程類抜粋等 | 添付6-1 |
| | | 親法人との関連性を示した有価証券報告書抜粋等 | 添付6-2 |
| 第10条の3第2号ロに該当するか否かの書面等 | | 添付6-3 | |
| 第10条の3第2号ハに該当するか否かの書面等 | | 添付6-4 | |
| 部門としての独立を示した組織図、役員所掌等 | | 添付6-5 | |
| 品質マニュアル（文書体系図、文書リスト、機器の管理方法含む） | | 添付6-6 | |
| 検定マニュアル | | 添付6-7 | |
| 検定業務から生じる債務を担保するための適切な準備を説明した書面 | 添付2-3 | | |
| はり付け印の指定検定機関を表す記号 | 添付7 | | |
| 電磁的記録媒体提出票（電磁的記録媒体により提出する場合。様式第8） | — | | |
| 業務規程認可申請書（様式第2） | — | | |
| 業務規程 | — | | |

引用：経済産業省 計量行政室「指定検定機関の申請書類の手引（器差検定を中心とした指定検定機関向け）」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/shinsei_tebiki3.3.pdf（令和5年3月）

(1) 申請書（様式第1）

指定申請書の項目は以下の4点である

- 1 指定の区分
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 特定計量器の種類
- 4 地域ブロックの区分

指定の区分及び特定計量器の種類について、本会は自動捕捉式はかりのみで申請を行った。自動はかりは多くの台数が流通しており、検定義務化が社会に及ぼす影響等が考慮され、器種ごとに段階的に使用の制限が開始されている。そのため、まずは第一弾自動はかりといわれる自動捕捉式はかりに絞って申請した。第二弾自動はかりである、ホップスケール、充填用自動はかり、コンベアスケールについては、計量行政室が実態把握を行い、検定対象範囲や実施スケジュールについて検討を行う方針が示されており、法改正の動向を見つつ他器種の指定申請を検討中である。

自動はかりの指定検定機関の体制については経過措置が適用され、自動捕捉式はかりは、「既に使用されている自動はかり」の検定が必要となる検定増加時期に合わせて2027年3月31日までに体制を整備する必要がある。事業所の所在地は、この経過措置を適用してまずは1事業所ですべての地域ブロックを対応する体制とした。ただし、期限までに準備を調える旨や、経過措置期間中であっても申請された検定に対しては的確に対応する旨を記載した誓約書が必要である。

地域ブロックの区分は、自動はかりの場合、全国で行うことが原則となっている。ただし書きとして「組織の体制面等から、ある地域に限定して業務を行わざるをえないことが指定の審査において認められた場合にのみ、地域ブロック内に限定して業務を行うことを指定検定機関の指定の際に許容する」との記載があるが、自動はかりについては、「当分の間、このただし書は適用しない」との記載があり、現時点では全国対応が必須である。これが、指定検定機関の指定における、ハードルの高い要件の一つである。

(2) 定款（添付1-1）

本会では、定款の変更には会員総会での議決が必要であるため、定時会員総会時期に合わせて変更を行い、定款の事業内容に「計量器の検定」を追加した（2023年6月改定）。

(3) 検定業務から生じる債務を担保するための適切な準備（添付2-3）

検定業務による債務が生じた際に備え、自動はかりの検定業務について賠償責任保険に加入することで対応した。

(4) 構成員の構成割合 (添付4-2)

法人の種類に応じて、経済産業省令で定める構成員の構成が検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることを示す必要がある。本会は、一般社団法人であるために正会員（会員総会の構成員）がこれに該当する。正会員の所属（無所属も含む）を提示することで公正な検定実施に支障を及ぼさないことを示した。

(5) 1年間に検定を行うことができる特定計量器の数 (添付4-3)

既使用はかりと新規はかり、また、自動重量選別機とそれ以外かで検定項目が異なるが、現地で1台当たりの検定に要する時間は2～4時間と想定している。事務処理に係る時間や現地検定であるために移動時間も考慮したうえで、1日に処理できる台数及び業務にあたる検定を実施する者の人数を想定し、実施可能台数を概算した。

(6) 検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別 (添付4-4)

検定には、法令にて定められた器具、機械又は装置を用いる必要がある。自動捕捉式はかりの場合、JIS B7607 に規定される試験ができる性能の基準分銅及び管理はかりが検定設備として規定されている。

また、「必ずこの検定設備のみを用いて検定を行わなければならないということではなく、ここに規定する以外のもので、JIS に規定された設備も加えて用い、JIS に規定された方法により検定を行ってもよい」ということが示されており、本会では、基準分銅と管理はかりの他に、温湿度計と回転計（タコメーター）を検定用設備として規定し、管理している。

指定を受けた時点では基準分銅を使用することで規定しているが、実用基準分銅を使用する方針に変更し、国立研究開発法人 産業技術総合研究所計量標準総合センターで質量標準管理マニュアルの承認を受けたのち、規程類の改定を予定している。

なお、検定設備は自機関で所有し、借入は想定しないことで規定した。

(7) 検定を実施する者の資格及び数 (添付4-5)

検定は、法令で定められた条件を満たす者が行う必要がある。本会では指定申請していた時点では自動捕捉式はかりの検査に従事する機会は多くなく、申請時点で表2の条件に合う者は一般計量士が該当することとなる。本会には実働できる一般計量士は15名ほど在籍しているが、そのうち、先行して内部規定の研修を終えた6名（指定要件の最小人数）を、検定を実施する者として申請をかけた。残りの計量士も研修を行い、順次検定

を実施する者として登録を行っていく。指定検定機関取得後は、質量計（自動捕捉式ばかり）の検査（検定）に定められた期間従事することで条件を満たすことができるようになるため、一般計量士以外の人材も実務経験を積ませたうえで活用していく予定である。

表 2 器差検定を中心とした指定検定機関の検定を実施する者の規定

| 検定を実施する者 | |
|---|------------------------|
| 条件 | 人数 |
| 次のいずれかに該当すること。 | 一般計量士を 三名以上含む 六名 |
| 一 学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、質量計の検査に一年以上従事した者 | |
| 二 研究所の「一般計量教習」以上を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者 | |
| 三 一般計量士 | |
| 四 質量計の検査に三年以上従事した者 | |
| 五 一、二又は四に掲げる者と同等以上の能力を有していると研究所理事長が認めた者 | |

引用：経済産業省 計量行政室「指定検定機関指定の申請の考え方（第 7 版）」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/siteikenteikikansinseinokangaekata.pdf（令和 6 年 3 月）

(8) 検定以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要（添付4-8）

本会の場合、自動はかりの検定業務と他事業内容に独立性があるため、新たに部門を作る等の対応は必要がなく、既存の計量士を活用できたために、大きな影響を受けていないが、他機関では、別部門や別会社を設立して、独立性が担保された検定を実施する者を確保する必要があり、大きな影響を受けていたようであった。

(9) 手数料の額（添付4-9）

手数料の額は、指定検定機関が個別に決定し、経済産業大臣の認可をうける認可制である。国立研究開発法人 産業技術総合研究所における検定手数料が計量法関係手数料令で規定されており、この額を参考にしながら申請を行った。申請の際には算出根拠を示す必要があるが、指定検定機関指定の申請の考え方に示された下記の方法により算出した。

$$\text{検定手数料} = (\text{人件費単価} + \text{減価償却費単価}) \times \text{検定の所要時間} \times (1 + \text{一般管理費率})$$

検定の所要時間については、計量器 1 台あたりの検定に係る所要時間を積算する必要があり、現地での検定実施に係る工数だけでなく、準備や片付け、事務等の工数について業務を実施していない状況でいろいろと想定しながら算出する必要があったため、模擬的に実施をしながら算出するこ

とに苦勞した。

直接的に検定に必要な費用は全て検定手数料に含めるが、その他検定に必要な費用については別途実費請求、もしくは別途定めることができる。本会では、旅費として出張費、交通費及び宿泊料を、その他付帯費として機器運搬費や擬似材料の製作費に関する請求について手数料とは別に定めた。

(10) 品質マニュアル(文書体系図、文書リスト、機器の管理方法含む) (添付6-6) 及び検定マニュアル(添付6-7)

品質マニュアルや検定マニュアルは様式が用意されておらず、各機関の様式にて規定することとなっている。

品質マニュアルとは、「指定検定機関等が有すべき技術的能力の基準(電気計器に係る場合を除く。)についてのガイドライン(以下「技術的ガイドライン」という。)」の1. 及び2. で求められる要求事項(※1)を満たす手順等を記載した文書とされており、技術的ガイドラインは「JIS Q 17020 適合性評価-検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」をベースに指定検定機関への要求事項を示したものとなっている。

※1: 1. 特定計量器の検定を適確に遂行するに足りるもの(指定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第72号。)第10条第1項関係)

2. 前各号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと(省令第10条の3第3号関係)

本会では、品質マニュアルは「自動はかりの検定の受注から検定証明書等の発行にいたる過程において、提供する業務の品質を維持し、向上するための継続的かつ効果的な運用を確実にするために制定し、維持するもの」として位置付け、規定した。品質マニュアルは技術的ガイドラインを基にして骨子のみを記載し、細則は各手順書に落とし込む形で規定した。

手順書は「品質マニュアルを補完し、マネジメントシステムを確実に運用するために提供するサービスのプロセスやプロセスにおける重要な活動の責任者及び関連活動の相互関係などを記述した文書」と位置付けて規定した。さらに具体的な規定として作業指示書を作成し、提供するサービスに対する重要な規定、基準、具体的な方法などを詳細に記述した。

本会における検定マニュアルは、自動はかりの検定を規定した手順書及び実際の検定手順等を規定した作業指示書がそれにあたる。

各規定には記録類のひな型を用意し、客観的な証拠を示すことができる体制とした。

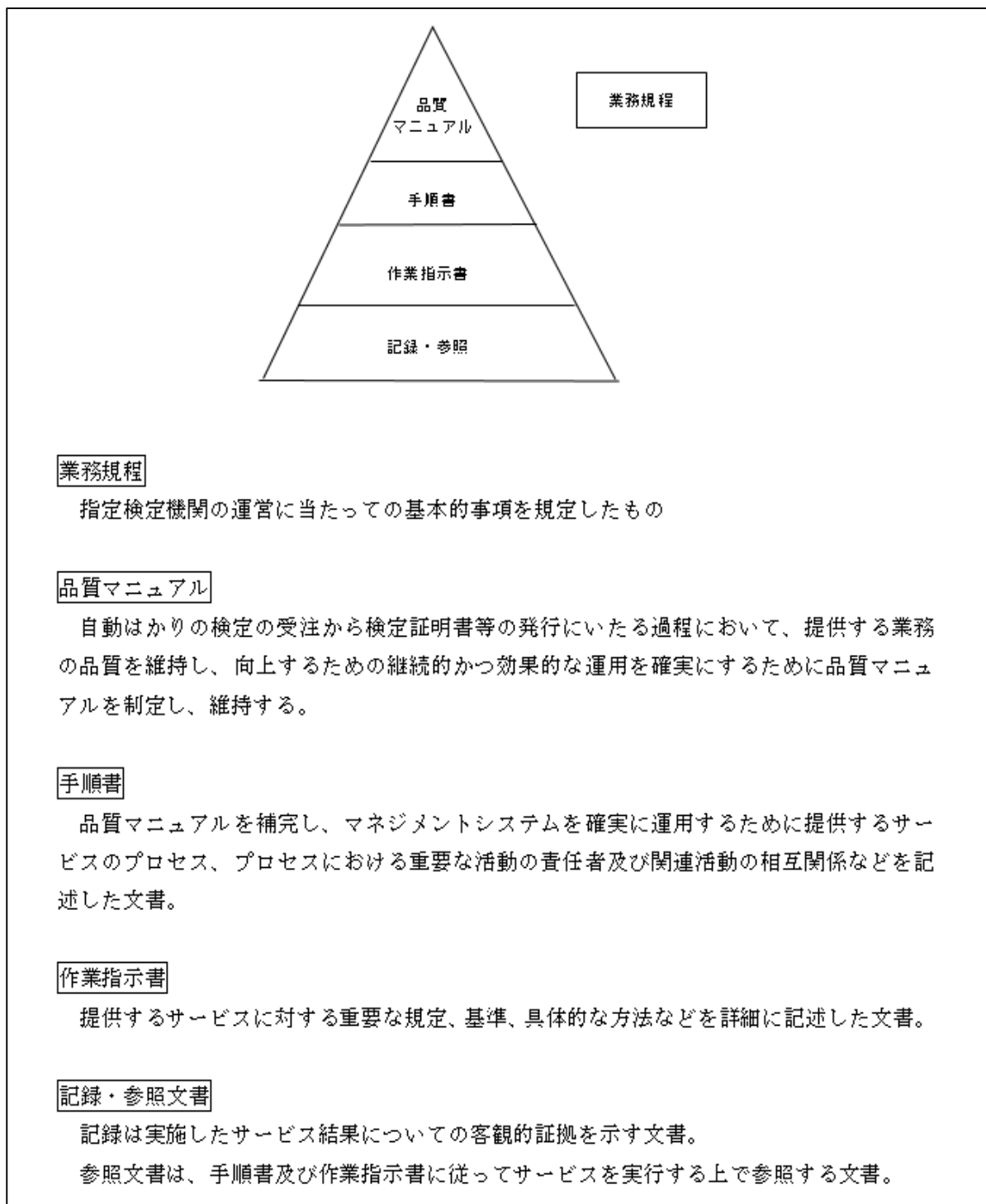


図 1 本会における文書体系図（概略）

(11) はり付け印の指定検定機関を表す記号（添付7）

検定証印等に使用する指定検定機関を表す記号（3文字）として、本会は協会名の英語表記（英文名:Nippon Kaiji Kentei Kyokai）の頭文字から「NKK」とした。

(12) 業務規程

業務規程は、計量法第106条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける必要があり、変更についても認可手続が必要なため、人名やJISの版等、変更が起り得るものの規程は避けることが求められている。

業務規程には、機関等省令第11条第2項に定められているもの、同項第4号及び第11号に含まれる事項として「技術的ガイドライン」4. 及び5. に定められている要求事項(※2)を規定するとともに、申請者の実態に照らして必要な事項を規定することとなっている。

※2：4. 検定に関する証明書の発行に関する事項
(省令第11条第2項第4号関係)

5. 「前各号に掲げるもののほか、検定の業務に関し必要な事項」
に含まれる事項(省令第11条第2項第11号関係)

本会では体制を構築しながら、業務規程を以下のように章立てて規定した。

- 第一章 総 則
- 第二章 検定管理体制
- 第三章 検定の業務を行う時間及び休日
- 第四章 検定の業務を行う特定計量器の種類及び検定を行う場所
- 第五章 検定に関する証明書等の発行
- 第六章 検定を実施する者の選任、解任並びに配置
- 第七章 検定を実施する者の教育訓練
- 第八章 検定に使用する検定設備の管理及び検定証印等の管理
- 第九章 検定の手数料等、帳簿並びに経理処理等に関する事項
- 第十章 業務規程の改正

6. 指定に向けた検討項目

申請書類内容以外にも、指定申請に向けて様々な検討を重ねており、いくつかの項目について紹介する。

(1) 検定管理責任者の配置

検定管理責任者は、機関等省令第9条にて「検定を実施する者のうち、その業務を統括し、かつ、当該業務に関する指導及び教育訓練についての権限及び責任を有する者」と定義されており、指定検定機関には1名以上配

置ることが求められる。

検定管理責任者の配置のモデルケースはいくつか例示されているが、本会では機関に1名の検定管理責任者と、各地域ブロックに検定管理責任者代理（副検定管理責任者）を1名配置することを予定し規定した。

(2) 検定管理責任者の役割

検定管理責任者は、業務を統括し、指導及び教育訓練等についての権限及び責任を有するとともに、様々な役割を果たす必要があり、それらは業務規程及び手順書等に規定した。

表 3 検定管理責任者の役割

| | |
|--------------------|---|
| 検定管理責任者が必ず担う役割 | ○検定業務の統括 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定管理責任者を中心とし、各組織間の連携をとる ・ 検定業務に関する計画の立案及び推進 ・ 業務規程の制定及び改正等についての統括 ・ 検定実施マニュアルの作成・管理 ・ 検定に使用する基準器の管理、器具類の校正・管理、点検計画の整備 |
| その他、検定管理責任者が担う役割の例 | ○指導及び教育訓練 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育訓練の方法について規程の策定 ・ 検定の業務等の指定検定機関職員への指導及び教育訓練計画立案、規程の作成・管理、実施・指導 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検定証印等の管理 ・ 検定の帳簿管理 ・ 検定業務において生じた異常、苦情等に関する処置及び対策に関する指導及び助言等 |

引用：経済産業省 計量行政室「指定検定機関指定の申請の考え方（第7版）」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/siteikenteikikansinseinokangaekata.pdf
 (令和6年3月)

(3) 検定の申請を受理する体制

自動捕捉式はかりの検定は、自動重量選別機／自動重量選別機以外、新規はかり／既使用はかりなど、受検器ににより確認項目が変わり、かつ、多岐にわたるため、本会では引き合い、受嘱及び現地での適正性確認の手順により、申請を受理することとした。

引き合いと受嘱の工程で、自動はかりの器種、検定場所、検定日時、受検器の明細、検定立会者等の有無、検定荷重（実材料／疑似材料）の提供有無、環境条件（使用環境）及び入室条件の有無等を受注担当者が確認を行いながら適正性の判断を行い、検定管理責任者が承認したうえで検定申請書の「受付」を行う。

検定を実施する者が、検定を受けようとする特定計量器（受検器）の適

正性を現地で確認し、申請内容と相違がないことを確認できれば、検定申請書を「受理」し、検定を実施する。

現地で申請内容と異なった場合の手順等も明確化し、検定を実施する者が手順に沿って実施できる体制となるように配慮しながら規定した。

法第160条第2項にて、指定検定機関は検定等をすべき期間以内に合格又は不合格の判定をしなければならないとなっており、その期間は20日となっている。自動はかりの検定は基本的に現地検定となるため、申請内容との相違の有無は現地でしか確認できず、本会では現地で適正性の確認が取れた時点で検定申請書を受理する手順とした。

(4) 検定の環境条件

的確に検定を実施出来る技術的条件を示すため、検定を実施する環境条件を規定した。温度及び湿度について条件を設定し、現地での確認項目とし、温湿度計を検定用設備として管理する規定とした。

(5) データ移行の正確性や改ざん、変更の記録についての対応

観測紙はパソコンで表計算ソフトを使用して記録を取っており、データ移行の正確性や改ざん、変更の記録への対応として、入力の有無でセルの色が変わるといったロジカルチェックを導入した。また、セルの変更を自動的に記録するようプログラムして、変更履歴は管理者以外が編集不能な管理体制とした。

(6) 現地審査

審査は書類審査と現地審査に分かれており、現地審査は、さらに技術審査と管理等の審査（システム審査）に分かれている。

技術審査では、実機を使用して模擬検定による審査が行われ、本会の規定する手順にて、模擬検定を一通り行った。技術審査は、検定管理責任者及び検定を実施する者数名にて対応した。

技術審査とは別日に、本会の事業所にてシステム審査が行われ、指定検定機関の長、品質管理責任者及び検定管理責任者で対応した。申請書類を中心に、本会の業務内容の確認、品質マニュアルや手順書などについての質疑応答、検定用設備の保管状況などの確認が行われた。

技術審査及びシステム審査をそれぞれ2024年7月10日、7月18日に受け、指摘事項に対して規定等の改定も行いながら対応を完了し、2024年11月26日付にて指定を受けることができた。

7. 本会の今後の予定

前述の通り、自動はかりの指定検定機関の体制については経過措置が適用され、本会は、現時点では一つの事業所で全国対応することで指定を受けている。2027年3月31日までには、各ブロックへ事業所を整備する必要があり、これに向けての準備を行っている。選定した事業所への検定設備の設置や検定を実施する者の配備などを行い、各ブロックの運用に合わせて規定類を改定したうえで変更をかける予定である。

また、現時点では検定を実施する者は6名しか登録できておらず、残りの計量士も本会の規定に準じて研修を行い、登録を進める。

8. 自動捕捉式はかり検定制度の課題

経済産業省 計量行政室の報告では、取引・証明に使用されている自動捕捉式はかりは全国に約4万台存在すると推計されており、現在自動捕捉式はかりの指定検定機関として指定を受けている6機関でこの4万台の検定を実施することとなる。

自動はかりの検定有効期限は2年（適正計量管理事業所は6年）であるが、有効期間の起算日は、検定証印を付した年度の翌年度の4月1日となっており、1年間のうちにどの時期に受検しても有効期限は変わらないため、受検月の分散には一役買っている。

一方で、受検年度については偏りがでる予想である。既使用の自動捕捉式はかりは、2027年3月31日までに検定に合格する必要があるが、駆け込み受検が予想され、2026年度に受検数のピークを迎えることが予想されている。検定は工場等の生産ラインを止めて実施する必要があり、かつ、落検を防ぐためにも検定を受検する前には、メンテナンスの実施を推奨しており、定期的な工場の点検や修理、いわゆる定修時期に合わせて検定の依頼を受けることが多く、特に年末年始やお盆の時期などに集中することが予想されるが、2026年度に検定が集中してしまうと、受検待ちの期間が生じ、希望日時に受検することができず、生産に影響を及ぼす可能性も考えられる。そのため、2025年度中への前倒を検討いただき、余裕をもって受検すること強く要望している。

9. JIS B 7607:2024の改正内容

JIS B 7607:2021は、追補1の内容が改正されてJIS B 7607:2024となった（令和6年5月20日付）。追補1は、JIS B 7607:2021の改正した内容のみ示されているため、JIS B 7607:2021との併読が必要である。

今回の改正は、既に使用されているはかり（既使用はかり）と新たに使用するはかり（新規はかり）の基準日について改正したものであり、型式承認の申請の状況等を踏まえ、自動捕捉式はかりの使用の制限開始日が2年延期されたことに伴うものである。

表 4 新旧対比表（傍線部分は改正部分）

| 旧 (JIS B 7607:2021) | 新 (JIS B 7607:2024) |
|--|--|
| JA.4 既に使用されている自動捕捉式はかり [2022年3月31日以前から検定証印が付されていない状態で取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかり（型式承認表示のあるものを除く。）] の検定 | JA.4 既に使用されている自動捕捉式はかり [2024年3月31日以前から検定証印が付されていない状態で取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかり（型式承認表示のあるものを除く。）] の検定 |
| JB.4 既に使用されている自動捕捉式はかり [2022年3月31日以前から検定証印が付されていない状態で取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかり（型式承認表示のあるものを除く。）] の使用中検査 | JB.4 既に使用されている自動捕捉式はかり [2024年3月31日以前から検定証印が付されていない状態で取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている自動捕捉式はかり（型式承認表示のあるものを除く。）] の使用中検査 |

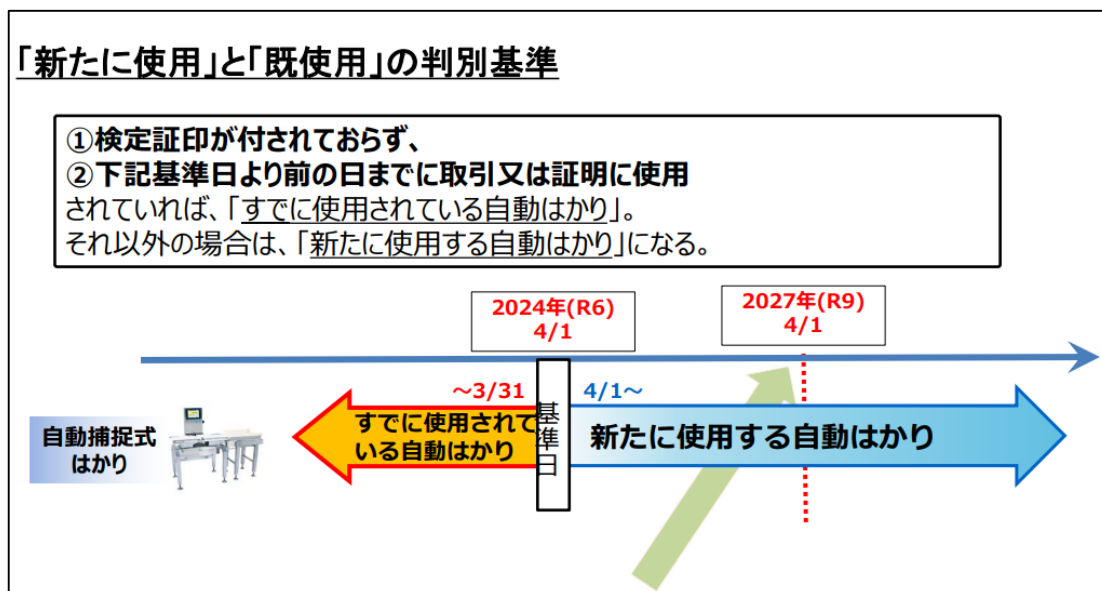


図 2 「新たに使用」と「既使用」の判別基準

引用：経済産業省 計量行政室「自動はかり（自動捕捉式はかり）の検定義務化について」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/kenteigimuka.pdf（令和 5 年 11 月）

10. 本会で実施した教育等

- ・ 内部研修：新規一般計量士研修開催（1名）
- ・ 内部研修：自動はかり研修開催（16名）
- ・ 指定検定機関に関する検討会（6名；11回開催）
- ・ はかり技術者養成セミナー1名受講（外部セミナー）

11. まとめ

自動捕捉式はかりに関する調査研究を進めた結果、2024年11月26日に自動捕捉式はかりの「器差検定を中心とした指定検定機関」として経済産業大臣から指定を受け、自動捕捉式はかりの検定業務を開始することができた。

検定義務化（使用制限の開始）が差し迫る中、指定検定機関としての役割への期待は高まっており、本取り組みを通して、適正な計量の確保（適正な計量器の供給及び国民生活における不可欠物質の安定供給）に寄与することを目指し、今後も活動を継続していく。